

令和元年7月12日付け新潟県告示第234号（新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託）6ページの

「

長岡市大手通1-4-11 水野ビル1階 まちなか観光プラザ	長岡市大手通1-4-11 水野ビル2階 一般社団法人 長岡観光コンベンション協会 会長 山崎 和夫
----------------------------------	---

」

は

「

長岡市大手通1-4-11 水野ビル1階 まちなか観光プラザ	長岡市大手通1-4-11 水野ビル2階 一般社団法人 長岡観光コンベンション協会 会長 金山 宏行
----------------------------------	---

」

の、

「

上越市新光町1-9-10 上越文化会館	上越市新光町1-9-10 上越文化会館指定管理者 (株)NKSコーポレーション 代表取締役社長 吉田琢也
------------------------	---

」

は

「

上越市新光町1-9-10 上越文化会館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 上越文化会館指定管理者 (株)NKSコーポレーション 代表取締役社長 吉田琢哉
------------------------	--

」

の誤り。